

離婚後共同親権を導入する改定民法に関する意見書

離婚後共同親権を導入する「民法等の一部を改正する法律案」（以下、「改正法」という。）が、本年5月17日の参議院本会議で可決されました。

改正法は、広く国民生活、とりわけ子の利益に関わる基本的事項を大きく変えるもので、本来、国会において十分に時間をかけ慎重に審議される必要があります。しかも、この改正法に関しては、実際に夫婦や親子をめぐる事件を扱う弁護士、専門家等から、重大な課題があるという懸念が示されています。

改正法によれば、離婚後共同親権となった場合には、原則として親権はすべて父母の共同行使が必要とされます。そして、「例外」として単独で行使できるのは、「急迫の事情」がある場合、「監護及び教育に関する日常の行為」に係る親権行使である場合、「特定の事項」について家庭裁判所から親権行使者と指定された場合、「子の監護の分掌」をした場合、「監護者」に指定された場合に限られます。

ところが、「急迫の事情」、「監護及び教育に関する日常の行為」、「特定の事項」、「子の監護の分掌」等の概念については、その具体的内容が明示されておらず、範囲が不明確です。この状態のままでは、子、父母のみならず、親権行使の相手方（医療機関、学校など）をも混乱させ、ひいては子の利益を害するおそれが強いです。

改正法の最大の問題は、離婚する父母が合意していなくても、裁判所が離婚後の共同親権を定め得るとされている点です。合意がないのに親権の共同行使を強ければ別居している親による干渉、支配を復活、継続する手段となり、結果として子の権利や福祉が損なわれてしまう危険が否定できません。

改正法は、2年後に施行となっているが、離婚後共同親権の拙速な導入に、多くの国民から疑問や批判、不安の声が出ています。

よって、政府に対し、今のままの内容で拙速に導入を進めず、国会における審議を十分尽くすことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月28日

摂津市議会